

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用停止等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県公害防止条例第 36 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県公害防止条例第 27 条第 2 項、第 32 条、第 35 条、第 36 条 秋田県公害防止条例施行規則第 9 条、第 11 条、別表第 6、別表第 7
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県公害防止条例 (ばい煙の排出の制限)</p> <p>第 27 条 略</p> <p>2 前項の規定は、一の施設が指定ばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設が指定ばい煙発生施設となつた日から 6 日間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1 年間)は、適用しない。</p> <p>(用語)</p> <p>第 32 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的处理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</p> <p>(2) 指定粉じん発生施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(基準遵守義務)</p> <p>第 35 条 指定粉じん発生施設を設置している者は、当該指定粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(基準適合命令等)</p> <p>第 36 条 知事は、指定粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該指定粉じん発生施設の使用の一</p>

	<p>時停止を命ずることができる。</p> <p>○秋田県公害防止条例施行規則 (指定粉じん発生施設)</p> <p>第9条 条例第32条第2号の規則で定める施設は、別表第6に掲げる施設とする。 (指定粉じん発生施設の構造等に関する基準)</p> <p>第11条 条例第35条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第7の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。 別表第6、別表第7 略</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第78の2第3号による
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県公害防止条例第 55 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県公害防止条例第 55 条 秋田県公害防止条例施行規則第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県公害防止条例 (深夜の静穏保持) 第 55 条 知事は、飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者が、深夜(午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。)においてその周辺の住民の健康又は生活環境を損なう騒音を発生させていると認めるときは、当該飲食店営業等を営む者に対し、期限を定めて、営業時間の制限又は騒音防止の方法の改善を命ずることができる。</p> <p>○秋田県公害防止条例施行規則 (深夜における営業時間の制限等を受ける営業) 第 22 条 条例第 55 条の規則で定める営業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業</p> <p>(2) 食品衛生法施行令第 35 条第 2 号に規定する喫茶店営業</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業</p> <p>(4) ボーリング場営業</p> <p>(5) 材料置場、原料置場等における材料、原料等の搬入及び搬出の作業を伴う営業</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 78 の 3 第 2 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行為停止等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	秋田県公害防止条例第 56 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	秋田県公害防止条例第 56 条 秋田県公害防止条例施行規則第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県公害防止条例 (拡声機の使用制限)</p> <p>第 56 条 何人も、病院、学校等の周辺の区域で静穏を必要とする規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。</p> <p>2 何人も、航空機により、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>3 何人も、前二項に規定するもののほか、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所、音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。ただし、広報その他公共の目的のために拡声機を使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、前三項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>○秋田県公害防止条例施行規則 (商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域)</p> <p>第 23 条 条例第 56 条第 1 項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲から 50 メートル以内の区域とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム</p>

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
(航空機による拡声機使用の制限)

第 24 条 条例第 56 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 午後 5 時から翌日の午前 9 時までには、拡声機を使用しないこと。
- (2) 拡声機から発する音量は、地上において最大 65 デシベル以下とすること。
- (3) 拡声機を使用する航空機の同一地域の上空における旋回は、2 回までとすること。

(拡声機の使用の制限)

第 25 条 条例第 56 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 午後 7 時から翌日の午前 9 時までには、拡声機を使用しないこと。
- (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回使用するごとに 10 分以上休止すること。
- (3) 拡声機から発する音量が、当該拡声機から 5 メートル離れた地点において、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる音量を超えないこと。

表 略

(拡声機の使用制限の特例)

第 26 条 条例第 56 条第 3 項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合
- (2) 祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために拡声機を使用する場合
- (3) 拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。)であつて、周辺的生活環境を損なうおそれがないとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合であつて、周辺的生活環境を損なうおそれがないとき。

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 78 の 3 第 3 号による
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日